

災害時における LP ガス供給の協力に関する協定書

長 万 部 町

(社)北海道エルピーガス協会 道南支部

災害時におけるエルピーガス供給等の協力に関する協定書

長万部町(以下「甲」という。)と社団法人 北海道エルピーガス協会道南支部(以下「乙」という。)とは、災害時における地域住民に必要なエルピーガス供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、北海道エルピーガス災害対策協議会規約に基づき、地震、津波等の大規模な自然災害が発生し、又は同等の影響がある災害が発生した場合、又恐れのある場合(以下「災害時」という。)は、甲と乙が相互に協力して災害時におけるエルピーガス等の供給を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定め地域住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力業務)

第2条 甲は、災害時において、エルピーガス供給等を必要とする時は、乙に対して供給等の協力を要請することができる。

2 甲が乙に要請する業務は、次のとおりとし、災害時に乙の可能な範囲において供給及び搬入を行うものとする。

(1) エルピーガスの供給

(2) エルピーガスを燃料として使用するために必要な関連機器

(3) その他、甲が必要とする資機材

(要請方法)

第3条 甲は、業務を要請する場合に別記様式第1号の「災害時業務協力要請書」(以下「要請書」という。)を乙に提出するものとする。

2 前項による要請書の提出が困難な場合、口頭で要請ができるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(物資の引渡等)

第4条 物資の引渡は、要請書又は要請書の提出が困難な場合は口頭で甲が指定する場所において行うものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、業務を完了した場合に別記様式第2号の「災害時業務協力実施報告書」(以下「報告書」という。)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の報告書に甲の指示する資料を添付させることができるものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が供給したエルピーガス等の経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害時等の直前における通常時の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲が負担する費用の請求及び支払いの手続きは、甲が定める方法によるものとし、請求後速やかに支払うものとする。

(情報の提供)

第7条 甲及び乙は、災害時の業務を円滑に行うため、次の情報交換を行うことができるものとする。

2 甲は、乙に対してエルピーガスの在庫量及び調達方法等について、情報提供を求めることができるものとする。

3 乙は、甲に対してエルピーガス等の搬入に必要な緊急輸送道路等の情報提供を求めることができるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとする。但し、甲、乙は文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成22年6月21日

甲 長万部町字長万部453-1
長万部町長 白井捷一



乙 函館市日吉町3丁目20番34号
(社)北海道エルピーガス協会
道南支部
支部長 石塚元彦

